

# 福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例案要綱

## 第1 目的

この条例は、市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とすること。

## 第2 稼働に係る勧誘等（いわゆるスカウト行為）の禁止

- 1 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の(1)及び(2)に掲げる行為をする役務に従事するように勧誘し、又は誘引してはならないものとする。
  - (1) 人の性的好奇心をそそる行為（性風俗店における性的サービス等。AV等の被写体となる行為を含む。）
  - (2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為（いわゆるキャバクラ等の飲食店におけるホステス等。）
- 2 何人も、1に規定する勧誘又は誘引を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で勧誘又は誘引の相手方となるべき者を待つてはならないものとする。

## 第3 客等の勧誘等の禁止

- 1 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の(1)又は(2)に掲げる行為の提供について客となるよう誘引してはならないものとする。
  - (1) 人の性的好奇心をそそる行為
  - (2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為
- 2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、風俗案内の利用者となるよう勧誘し、又は誘引してはならないこと。
- 3 何人も、1及び2に規定する勧誘又は誘引を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で勧誘又は誘引の相手方となるべき者を待つてはならないこと。

## 第4 罰則等

- 1 第2の1又は第3の1若しくは2に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処するものとする。
- 2 常習として1の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。
- 3 法人の代表者等が、その法人等の業務に関し、第2の1又は第3の1若しくは2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対して、各本条の罰金刑を科するものとする。

## 第5 施行期日

この条例は、平成18年12月1日から施行するものとする。